

答申第145号
令和7年1月23日
(諮問公第168号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第5条の規定に基づき、令和6年3月11日付けで、「県営土地改良事業 ○○市○○地区 昭和○年の事業開始から平成○年の換地処分が行われるまでの間に土地改良法による法手続が行われているか分かる文書。①土地改良法第5条～第10条（維持管理）の法手続、②土地改良法第48条（維持管理）の法手続」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和6年3月19日付け○○農整第1177号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年4月17日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 土地改良事業とは、土地改良法によって行う事業である。

土地改良区を設立するには、土地改良法によって設立することができる。

イ 昭和○年から、○○市○○地区（○町村）において、新規事業として、県営の土地改良事業が行われた。

昭和○年以前は、この地区においては、土地改良事業は全く行われていない為、新規での事業であった。

その際、土地改良法に基づき、土地改良区を設立しなければならないが、公文書開示請求の結果、不存在である。

ウ 一方、土地改良区は設立されたかのようにっており、土地改良区が存在であるという、決定処分はありえない。

エ 上記イの土地改良区の設立手続きが行われていなかった為、平成〇年～平成〇年にかけて、〇〇市役所（〇〇課）で土地改良区を設立する為の（やり直し）手続きが行われるはずであったが、この時行われた手続きは土地改良法第48条1項に基づく土地改良事業計画（維持管理）の変更手続きであった。

オ 昭和〇年に土地改良区が本当に設立されていないのであれば、平成〇～〇年に行った手続きにあっても、新規土地改良区設立の手続きをするべきであったはずである。

カ 上記エの手続きにおいては、土地改良法第48条中の、変更後の事業計画概要書や変更後の事業計画書の手続きを行っているが、その前提には事業計画の要となる、事業計画概要書や事業計画書（土地改良法第5条～第10条）が存在しなければならない。

この手続きがないのに、上記エの手続きを行う事はできないのであるから、手続きそのものを間違っている事になる。

そうであると、昭和〇年、県営の土地改良事業が行われたのに、上記イと上記オの土地改良区の設立手続きはなかったという事になり、〇〇市〇〇地区においては、土地改良事業に付随した新規の土地改良区は存在しないという事になる。

土地改良区は、存在しないはずなのに審査請求人は、〇〇土地改良区の組合員になっている。組合員とするには、土地改良区が成立していなければならない。

キ 土地改良区の成立要件は、土地改良法第5条～第10条の手続きをする事によって成立し、成立すると、土地改良区の組合員となる。（土地改良法第11条）

ク 参考として、昭和〇年の土地改良事業が始まる前、昭和〇年〇月〇日、土地改良事業施行認可申請を行い、土地改良区を設立した旨の証言をしているが（裁判記録）、公文書開示請求結果不存在。

ケ 昭和〇年の県営の土地改良事業に付随した、土地改良区の設立手続きは行っていないとしながら、〇〇土地改良区は、組合員〇名からなり、総代会や組合費等徴収し、現在でも営利活動を行っているところである。

コ このような、組合が、土地改良区の設立手続きをしていないという事は、到底考えられない事であり、上記説明のとおり、審査請求人は、〇〇土地改良区の組合員にされていることから、昭和〇年の土地改良区の設立の手続きは存在しないとする、不開示決定処分（処分庁（鹿児島県知事））は信用できるものではない。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 土地改良法第5条から第10条までの法手続に係る文書について

ア 土地改良法第5条から第10条では、土地改良区の設立に係る手続等が定められている。

土地改良法に基づいて土地改良区を設立する場合は、同法第3条に規定する資格を有する15人以上の者が、土地改良事業の地域や計画を定め、都道府県知事の認可を受けることとなる。そのため、土地改良法に基づいて設立された土地改良区であれば、これらの事務手続に係る公文書が存在することになる。

イ 審査請求人が主張している「県営土地改良事業が行われる際に土地改良区を設立しなければならない」という趣旨の規定は、土地改良法にはない。

ウ 今回審査請求の対象となった事業は、特殊農地保全対策事業といい、火山灰堆積土という水の浸食を受けやすい本県の特徴的な土壌いわゆるシラスの地域において、畑や崖の浸食防止を図るための防災水路の整備（シラス対策事業）、これに加えて、流通基盤である農道整備及び生産基盤である農地の区画整理を併せて行う事業である。

エ ○○地区の概要としては、○○市○○町において、昭和○年から平成○年度の工期で、総受益面積 ○ヘクタール、総事業費約○億円で、農地保全として水路整備○m、農道整備○m、区画整理○ヘクタールを整備している。

土地改良法手続については、昭和○年度に事業開始手続が行われ、平成○年度に事業計画変更手続が行われ、平成○年○月に工事が完了している。

オ 県営土地改良事業○○市○○地区（正しくは県営特農（農地保全）○○市○○地区）にて造成された土地改良施設は、○○土地改良区が維持管理することとなっている。当該土地改良区は、土地改良法施行法の規定に基づき、○○普通水利組合が土地改良区に組織変更（昭和○年○月○日付け県公報登載）されたものである。

カ ○○普通水利組合から○○土地改良区への組織変更及び土地改良事業（維持管理）の認可については、既存の普通水利組合等が、定款及び土地改良事業計画の作成から県による認可の公告までの手続を土地改良法施行法の施行の日から3年以内、つまり昭和27年6月5日までに終わらせる必要があった。

キ 審査請求人は、昭和○年以前は、この土地において土地改良事業は全く行われていなかった旨主張しているが、実際は、土地改良施設の維持管理を内容とする土地改良事業が行われていたということである。

ク 土地改良法施行法の規定に基づく組織変更により成立した土地改良区についても、事業計画書は作成される。事業計画書の内容については、土地改良法施行法であっても土地改良法であっても、土地改良法施行規則第14条の2に沿って定めることとなっていることから、組織変更であっても新規設立であっても、同じ内容の事業計画書が

作成されることになる。

ケ 事業計画概要書については、土地改良法施行法に基づく組織変更の場合は、土地改良法施行法にそのような規定がないため作成の必要はない。

コ ○○土地改良区は、土地改良法ではなく土地改良法施行法に基づき土地改良区となったものであるため、土地改良法第5条から第10条に基づく設立手続はされておらず、当該手続に係る文書は存在しない。

(2) 土地改良法第48条の法手続に係る文書について

ア 土地改良法第48条では、土地改良区が行う土地改良事業の計画変更等について規定されている。

土地改良区は、土地改良事業の施行を目的として設立される（土地改良法第5条第1項）ことから、いずれの土地改良区も1以上の土地改良事業計画を有している。これら土地改良区が行う土地改良事業の計画について変更がある場合、当該土地改良区の総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けることとなる。

イ ○○土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）については、○○普通水利組合から○○土地改良区に組織変更した際に、その組織変更と同時に認可されている。その後、平成○年○月○日付けで土地改良法第48条に基づき計画変更が認可されており（権限移譲により、○○市が認可）、公文書開示請求書に記載された昭和○年から平成○年の期間には、土地改良法第48条に基づく手続はされておらず、これに関する文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年5月21日	諮問を受けた。
6月24日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
7月25日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。
12月18日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
令和7年1月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 土地改良法第5条から第10条までの法手続に係る文書について

本件開示請求のうち土地改良法第5条から第10条までの法手続に係る文書は、昭和○年頃、○○地区を区域とする土地改良施設の維持管理を内容とする土地改良事業に係る土地改良区が新たに設立された際に作成された、土地改良法第5条～第10条を根

拠とする、設立認可申請書並びに土地改良法施行規則第14条に定められている土地改良事業計画書、定款、事業費の細目及び資金計画等の添付書類である。

審査請求人は、昭和○年から開始されたとする○○市○○地区における県営の土地改良事業に伴い、土地改良区が設立されている旨主張しているが、実施機関はその事実を認めていないことから、事実関係について、以下検討する。

(ア) ○○市○○地区における県営の土地改良事業について

実施機関の説明によると、○○市○○地区における県営の土地改良事業については、特殊農地保全対策事業として、昭和○年度に土地改良法に基づく事業開始手続が行われ、平成○年○月に工事が完了している。

(イ) (ア)の土地改良事業に伴う土地改良区の設立について

審査請求人は、昭和○年から○○市○○地区において、新規事業として、県営の土地改良事業が行われた際、土地改良法に基づき、土地改良区を設立しなければならない旨主張しているが、実施機関の説明では、「県営土地改良事業が行われる際に土地改良区を設立しなければならない」という趣旨の規定は、土地改良法にはないとのことである。

(ウ) (ア)の土地改良事業により造成された土地改良施設の維持管理を内容とする土地改良事業について

実施機関は、(ア)の土地改良事業で造成された土地改良施設は、○○土地改良区が維持管理することとなっており、当該土地改良区は、昭和○年に土地改良法施行法の規定に基づき、○○普通水利組合が土地改良区に組織変更されたものであると説明している。当審査会においても調査したところ、平成○年度に事業計画変更手続がされた際の(ア)の土地改良事業の変更計画概要書において、「特殊農地保全整備事業○○地区（ほ場整備）によって造成された施設は、○○土地改良区で維持管理する。」と記載されていることが確認できた。また、昭和○年○月○日付け鹿児島県告示第○号により、同年○月○日に鹿児島県知事が当該組織変更を認可したことが確認できた。

以上(ア)～(ウ)の実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点は認められないことから、当審査会においては、○○市○○地区における県営の土地改良事業は、特殊農地保全対策事業として昭和○年から事業開始手続が行われ、平成○年○月に事業が完了し、当該事業により造成された土地改良施設の維持管理を内容とする土地改良事業については、新たな土地改良区の設立手続（土地改良法第5条～第10条の法手続）はされておらず、昭和○年に土地改良法施行法の規定に基づき、○○普通水利組合が土地改良区に組織変更された○○土地改良区が行っているものと判断する。

また、審査請求人は、平成○～○年に行っている事業計画概要書や事業計画書の変更手続の前提には、土地改良法第5条～第10条に基づく事業計画概要書や事業計画書

が存在しなければならぬ旨主張しているのに対し、実施機関は、土地改良法施行法の規定に基づく組織変更により成立した土地改良区についても、土地改良法施行規則第14条の2の規定に基づき、事業計画書は作成され、事業計画概要書については、土地改良法施行法に基づく組織変更の場合は、土地改良法施行法にそのような規定がないため作成の必要はないと説明しており、その説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、昭和〇年から平成〇年までの期間に、〇〇市〇〇地区における土地改良事業（維持管理）を行っている〇〇土地改良区は、土地改良法ではなく土地改良法施行法に基づき土地改良区となったものであるため、土地改良法第5条から第10条に基づく設立手続はされておらず、当該手続に係る文書は存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

イ 土地改良法第48条の法手続に係る文書について

土地改良法施行規則第94条の規定には、土地改良法施行法に基づく組織変更の認可申請時には、土地改良区の定款や土地改良事業計画書等を添付しなければならない旨規定されている。

当審査会が実施機関に確認したところ、実際に、〇〇市〇〇地区において〇〇土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）については、昭和〇年に〇〇普通水利組合から〇〇土地改良区に組織変更をする際の手続において、添付資料として組織変更後の定款も提出することとなっており、定款の内容も含めて認可されているものであった。

また、アの(ウ)の土地改良事業に伴う、〇〇土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画変更手続については、昭和〇年に定款変更手続は行われたが、土地改良法第48条の法手続は行われておらず、平成〇年に地区編入に関する計画変更の手続が行われていることが、裁判記録により確認できた。

よって、昭和〇年から平成〇年の期間には、土地改良法第48条に基づく手続はされておらず、これに関する文書は存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

ウ 請求内容に対応する公文書の存否について

上記ア及びイのとおり、当該文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。